平成２８年（フ）第３４６１号
東京都江戸川区東小岩５丁目16―５―202
破産者　佐藤　夕子
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５１５号
埼玉県蕨市中央４丁目１―１―502
破産者　古川　寛二
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４９号
東京都江東区亀戸１丁目19―６―604
破産者　住谷　秀子
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５５３号
東京都中央区八丁堀４丁目14―１―701
破産者　池田　　洋
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５８１号
東京都葛飾区東新小岩４丁目20―３　熊谷方２Ｆ
破産者　村松　巨智
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６２４号
東京都中央区日本橋箱崎町７―２―102
破産者　山崎　麻乃
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５３号
東京都大田区蒲田２丁目７―15―201
破産者　高橋　正行
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５８号
東京都足立区大谷田１丁目１―７―1211
破産者　唐松　慶治
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０８号
さいたま市中央区鈴谷４丁目９番18号
破産者　臼井工業株式会社
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８７号
東京都千代田区内神田２丁目７番２号
破産者　株式会社育文社
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３６７号
東京都中央区日本橋本町３丁目１番６号
破産者　株式会社オーク・セキュリティ・ガバナンス
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３６８号
東京都台東区駒形１丁目６―６―207
破産者　田口喜美子
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４号
滋賀県近江八幡市鷹飼町454―11
破産者　有限会社アドヴァンスオウミ
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５５０３号
大阪市中央区内本町２丁目４番16号
破産者　日本ユニテック株式会社
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８６９号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目25番25号
破産者　株式会社森下電機工業所
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６６号
（最後の住所）長野県上田市小島819、開始決定時大阪市西淀川区姫里１丁目19番21号
破産者　被相続人亡松尾史朗相続財産
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３３１号
大阪市淀川区木川東３丁目４番18号
破産者　三浦工業株式会社
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３４号
大阪市北区天満３丁目４番12号
破産者　株式会社正巧堂
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７０号
大阪府枚方市招提田近１丁目10番地
破産者　株式会社ＢＢＣソフト
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６８号
大阪市北区天神橋４丁目８番21号ＴＥＮＭＡ―Ｋ・Ｙビル401号室
破産者　株式会社ＴＫａｄｖａｎｃｅ
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８３８号
大阪府吹田市豊津町13番44号ユカミ江坂ビル306
破産者　株式会社ゴールドピース
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３８号
大阪府八尾市宮町１丁目６番19号
破産者　株式会社ＫＡＩＳＨＩＯＮ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部